

(競争執行の日時及び場所)

第6条 契約担当者は、競争を執行する場合において、品質、性能等の同等性の立証をさせるため、技術審査を行うためその他必要と認めるときは、入札書の受領最終日時以降において合理的と認める日時を開札日時とすることができる。

(入札の執行)

第7条 契約担当者は、競争入札を執行しようとする場合は、契約事務取扱規程第13条各号に掲げる事項を記載し、又は記録した入札書を提出させなければならない。

なお、同条第三号及び第四号については、電子署名とすることができる。

2 契約担当者は、競争加入者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。

3 契約担当者は、競争加入者に電子情報処理組織を使用する方法により入札書を提出させるときは、前項の規定にかかわらず、当該入札書その内容が認知できない方法により、入札執行の場所に提出させなければならない。

(無効の入札書)

第8条 契約担当者は、入札書で契約事務取扱規程第20条各号に該当するものは、これを無効のものとして処理しなければならない。

第9条 契約担当者は、競争入札を執行しようとする場合は、契約事務取扱規程第13条各号に掲げる事項を記載し、又は記録した入札書を提出させなければならない。

第11条 契約担当者は、予定価格が二千万円を超える工事についての請負契約に係る競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなったときは、直ちに当該入札価格が次の各号の一に該当することにより低廉となったものであるかどうかについて調査しなければならない。

一 入札に付した工事の請負に充てる資材について、入札者の取得したときの価格が当該工事の請負の入札時の価格より低廉なこと。

二 入札に付した工事の請負に充てる資材について、入札者が他の工事の請負に必要な資材と併せて購入することによりその価格が低廉となること。

三 契約の履行にあたり、入札者が有している技術及び資料等を利用することによりその価格が低廉となること

四 入札に付した工事の施行場所又はその近くにおいて同種の工事を施行中又は施行済であって、当該工事に係る器材を転用することができること。

五 前各号に掲げるもののほか、契約担当者が認める特別の理由があること。

2 契約担当者は、前項各号の一に該当することにより入札価格が低廉となったものと認める場合には、契約の内容に適合した履行がなされるものと認めることができる。

(契約書の作成及び契約保証金の納付時期)

第12条 契約担当者は、競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約事務取扱規程第38条により、契約の相手方として決定した日から10日以内(契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは合理的と認める期間)に、契約の相手方と契約書の取りかわしをし、及び第3項の規定により契約保証金(その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。)の全部を納めさせない場合を除き、契約の相手方に契約保証金を納付させなければならない。

三 W社。ヤP小櫛 8る ぢ) C _ 約担痘約者が、銀 淡に限活ニクリ) YW社。ヤP小櫛定証を
に畦倅J掲 x , 佻 (* H B A Q 9 ミネ 二る
5 (ㄗ (o % 9 9 h に%チ並取段が確

電信電話公社が発行した債券（以下「公社債」という。）

二 地方債

三 契約担当者が确实と認める社債

5 . 第 1 項第四号に規定する担保は次の各号に掲げるものとする。

一 銀行が振り出し又は支払保証をした小切手

二 契約担当者が确实と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに
関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同
じ。）が振り出し又は支払保証をした小切手

三 銀行又は契約担当者が确实と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をし
た手形

三濡るる。

(工事既済部分価格内訳書)

第18条 契約担当者は、工事の既済部分について、契約に基づき部分払をしようとするときは、あらかじめ、請負者から工事既済部分価格内訳書を提出させなければならない。

(天災等による損害負担の場合の文部科学大臣の承認)

第19条 契約担当者は、工事請負契約基準第29第4項により、天災その他の不可抗力により、請負の目的物又は工事の既済部分が滅失し損じ生じた損害の一部を負担することとしようとするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

2 契約担当者は、前項の承認を受けようとするときは、損害を負担しようとする理由、負担しようとする金額その他必要な事項を記載した承認申請書に關係書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

3 文部科学大臣は、前項の申請書の提出があつたときは、当該損害が請負者に重大な影響を及ぼすものであるかど前項の承認諸般の事情を梃に提出し、いかなる理由によらずに、これを承認し、又は不承認し、又は承認の附条件を付し、又は承認の撤回を命ずることを得る。